

拠点校部活動（委任指導を含む）による大会参加規程

長野県中学校体育連盟

第1条 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を近隣の学校が受け入れるというものである。市町村もしくは都道府県教育委員会や中学校校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（委任指導を含む）〔以下拠点校という〕で大会へ参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

第2条 条件

- (1) 長野県中学校体育連盟が定める「長野県中学校総合体育大会に参加可能な拠点校部活動（委任指導を含む）について」（別紙）に該当している。
- (2) 拠点校の依頼を受ける学校は、長野県中学校体育連盟に加盟している。
- (3) 拠点校としての大会参加が、地区中学校体育連盟に承認されている。

第3条 参加を承認する競技

全競技を対象とする。

第4条 中体連主催大会に参加するための手続き

- (1) 拠点校として大会に参加を希望する学校の校長（依頼を受けた学校長）が地区中体連会長に「拠点校部活動（委任指導を含む）による大会参加申請書」（様式ハ）を提出する。
- (2) 承認の可否は該当の地区中学校体育連盟会長が速やかに行い、承認する場合は「拠点校部活動（委任指導を含む）による大会参加受諾書」（様式ニ）を当該校へ交付する。併せてその写しを県中学校体育連盟事務局へ提出する。また、地区（郡市）専門委員長及び県専門委員長へ連絡する。
- (3) 大会申込時に申込書とともに「拠点校部活動参加報告書」を競技部へ提出する。

第5条 チーム名

拠点校の学校名とする。ただし、事情があり地区中学校体育連盟に認められた場合、長野県大会までは学校名の連記または郡市・市町村名も認める。

第6条 ユニフォーム

原則として拠点校のユニフォームとする。ただし、長野県大会までは、保護者の負担軽減を考慮し、柔軟に対応する。

第7条 引率並びに監督

拠点校による部活動の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員※・適切であると学校長が認めた外部指導者が当たるものとする。

※ ここでいう「部活動指導員」は学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

第8条 大会申込み

大会申込みについては、拠点校の学校長が行う。

◎付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。